

令和2年度第4回津野町農業委員会定期総会会議録 (第1日目)

召集年月日 令和2年7月20日

召集場所 津野町役場 西庁3階 委員会室

開 会 令和2年7月29日 午後4時30分

出席委員

2番 石川幸久 3番 大地勝義 4番 宇都宮京子
5番 田部節男 6番 川村実男 会長 戸田和宏

(推進委員)

川淵慶博 大崎 登 川西利文 明神長生
長山計一 山崎哲人 明神 正

欠席委員

1番 松岡保宏

その他の出席者

事務局長 戸田喜博 職員 長山利恵

議事日程

別紙のとおり

令和2年度第4回津野町農業委員会定期総会議事日程

令和2年7月29日 午後4時30分開議

日程	議案番号	案 件	備考
1		開 会	
2		会議録署名委員の指名	
3	議案第1号	会期の決定	
4	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請書の審議について	
5	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書の審議について	
6	議案第4号	非農地証明願いの審議について	
7	その他	強化促進法の規定による申し出について	
8			
9			

議事進行次第

開 会 午後 4時30分 開議

議 長 正場にいたします。

ただいまの出席委員は農業委員6名、農地最適化推進委員7名でございます。松岡委員は所用のため、欠席しておりますので、ご報告いたします。

これより、令和2年度第4回津野町農業委員会定期総会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名をおこないます。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において4番 宇都宮 京子 委員 5番 田部 節男 委員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書についてご説明します。

(番号1～3朗読)

いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議 長 議案第1号 番号1は、宇都宮委員と明神委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

宇都宮委員 土地は譲渡人が被成年後見人で、●●さんが後見人です。譲受人というのは、●●さんの兄弟の子どもで●●に居ります。浄化槽一般の仕事をやっているそ

うです。場所は●●の●●トンネル手前を南に行った所、5ページ、譲渡人の宅地があってその横の畑、そしてちょっと下になりますけど田があります。写真を見ていただいたら、これが本当に畑になるのかという感じなのですが、お父さんと一緒にユンボを借りて畑にするということです。下側は田んぼで畑にするそうです。お父さんはタクシーに乗っているがですけど、今も休みの日に帰ってきて外の木とか除けたりやっていますので、時間はかかると思いますが、畑をやりたいということです。

議 長 番号1について質疑、意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 つづきまして、番号2及び3は宇都宮委員と明神委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

明神委員 譲受人本人におうて話をしてきました。番号2は、12ページを見ていただきたいと思います。ハウスが右のちょっと向こうに見えますが、このハウスの前までこの赤線がずっといっています。赤線の中を見てもろうたら分かりますように、カズラで田んぼとは分からないくらい大草になっています。そのカズラがハウスの中に入ってくるということで、譲渡人に何とかしてもらいたいとお願いしたけど、譲渡人も●●のほうに居ってなかなかつけないので、譲受人に買ってもらいたいということで、お願いしたいということで、問題ないと思います。

番号3は、17ページを見てください。この田んぼの手前が譲渡人の2畝ぐらいの土地があります。これは国道ができた時に、国道に取られた残りだと思えます。ここに行く道もないので、譲受人に買っていただきたいということで、埋め立てとかしたりするにはここが必要だと思えますので問題ないと思います。

議 長 番号2及び3について質疑、意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議を議題といたします。
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書についてご説明します。

(番号1朗読)

こちらは農業振興地域には含まれておりません。

農地区分は、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない「その他の農地(第2種農地)」と判断されます。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議長 議案第2号 番号1は、川村委員と山崎委員が地区委員です。
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

川村委員 写真は24ページですが、見てもらったら茶畑になっています。国道沿いで、21ページの図を見ていただくと、申請地の周りを譲受人が所有しています。重機、資材等を置くのにこの茶畑がちょうど良いということで、交渉して譲っていただくということです。周りに農地等ありませんし、溝も通っていますので何の問題もないと思います。よろしくをお願いします。

議長 番号1について、質疑、意見はありませんか。

委員 異議なし。

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第2号について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5、議案第3号 非農地証明願いの審議についてを議題といたします。
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第3号 非農地証明願いは1件でございます。
(番号1朗読)

こちらは農振農用地ですが、同日付の申請で農振除外の申請を提出しており、除外の予定ですので、本日非農地の議決をいただけましたら、除外の許可が出次第、非農地の許可となります。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議長 議案第3号 番号1は宇都宮委員と明神委員が地区委員です。
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

宇都宮委員 先日、明神委員と所有者の所へ現地調査へ行ってきました。29ページの場所は●●ながですが、赤い斜線をしている所の中の下の部分ながです。30ページの写真を見ていただいたら、赤い所、ここが斜線の中の一部下の隣の家と引っ付いて、昭和46年に普通の家、宅地とかそういう風にずっとしていたそうです。津野町では分筆されていませんけれども、法務局では分筆されていますので、そこだけ非農地にしたいということです。理由は隣の家の方に譲ってあげるといふ、その前の申請でした。問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

議 長 議案第3号 番号1について、質疑、意見はありませんか。

田部委員 非農地にしたら何かする？

宇都宮委員 隣の人に譲るそうながです。

田部委員 宅地にするがやろうか？現状やったら畑で問題ないろうけんどね。

宇都宮委員 46年に隣の人が家を建てた時に、ここも宅地として使っていたそうです。見に行ったら、ここも狭いがですよ。花から上もこの幅で木を植えたりとか。お父さんも亡くなっちゅうんで、今いる息子さんらあが畑として使うそうながですよ。いらん木は除けて畑をやりたい言うて。申請者の土地やけど、譲るためにちゃんとカチッとしちよきたいと言うことです。

議 長 他に質疑、意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第4号 強化促進法の規定による申し出についてを議題といたします。
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第4号 強化促進法の規定による申し出についてご説明いたします。
(番号1～2朗読)

番号1～2はいずれも新規設定であります。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 議案第4号 番号1は 宇都宮委員と明神委員が地区委員です。

現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

宇都宮委員 明神委員と一緒にってきました。だいたい贈与のところで出てきましたけれども、ここの土地は貸付人の元々の土地なので、使用貸借で、38ページに写真があります。貸付人は全然何もしてなかったで、これが畑かよみたいな感じがですけど、借受人はお父さんと一緒に帰ってきて、下同様草を刈ったり色々して、畑にして作りたいそうです。特に問題ないと思います。

議 長 番号1について質疑、意見はありませんか。

川渕委員 利用権設定をしておいてから、3条ながですか？

山崎委員 買うてちょうど1001㎡。

議 長 経営面積が足りてないということで、先に利用権設定をして取得するわけではないですけど、自分は土地を持ちゅう形になって面積が確保できると、そのがで3条をかけて売買をする。その1反という面積がないと成立せんということで、本当でしたら利用権設定を先にせんといかんがですけど、自分が勘違いしていて申し訳なかったです。

議 長 他に質疑、意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 つづきまして、番号2は宇都宮委員と明神委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

宇都宮委員 これは●●です。45ページに写真があります。一昨年ぐらいから借りてずっとお茶を作ってます。こんな具合にきれいに作ってます。全然問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 番号2について質疑、意見はありませんか。

大地委員 この茶畑は、今まで貸付人が作りよったんじゃろ？

宇都宮委員 ●●●●●●●●が作りよった。お父ちゃんらあも弱ってきたけ。他の仕事やらなあいかんげ。借受人もお茶をやりゆうし。

議 長 他に質疑、意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7、その他の件について、を議題といたします。

事務局 令和2年度農業委員会全員研修会について
8月20日(木)須崎市立市民文化会館(会の案内文と配車の予定表を配布)

議 長 その他にありますか。
特になければ8月の定例会の日程を決めたいと思います。

事務局長 8月26日(水)の予定で行います。
農地パトロールを行いますので、西庁舎に10時に集合し、西地区から東地区
へパトロールを行います。定例会は本庁舎で午後一に行います。

議 長 その他ありませんか。

議 長 ご発言がないので以上で、本日の日程は全て終了しました。
これにて、令和2年度第4回津野町農業委員会定期総会を閉会いたします。

閉 会 (午後5時10分)

津野町農業委員会会議規則第13条の規定による会議の経過を記載したもので、
その相違ないことを証するためここに署名押印する。

津野町農業委員会議長

署 名 委 員 4 番

署 名 委 員 5 番